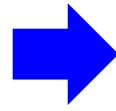


西東京市では、市民一人ひとりのこころやからだの健康に加え、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、「健康」応援都市の実現を目指しています。

西東京市障害者基本計画の
基本理念



「障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。」

●計画改定の趣旨

- 本市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定した。
- この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していた通り、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定する。

●計画期間

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



●前半5年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）

重点推進項目	進捗と課題
(1) 障害のある子どもへの支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> 早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできた。 「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」等が課題である。
(2) 障害や障害のある人への理解を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらず参加できる、交流の場を積極的に提供してきた。 平成29年度に実施したアンケート調査では、障害や障害者に対する理解が、「進んできている」「まあ進んできている」と回答した人は、横ばいからやや減少している状況にあり、更なる理解推進が必要な状況にある。
(3) 相談支援体制を充実します	<ul style="list-style-type: none"> 「基幹相談支援センター」、「相談支援センター・えぼっく」をワンストップ型の相談窓口として位置付け、相談支援体制を構築してきた。 市民からは、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が望まれているほか、「相談できる場所がない」人も一定数いることが課題。
(4) 障害のある人の社会参加を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援の他、日中活動の選択肢を増やすこと、質的充実を図ってきた。 障害者は日中活動に関し、「買い物」「旅行」「趣味などのサークル活動」「スポーツやレクリエーション」等を行いたいとの意向を示しており、こうした意向に今後も応えていく必要がある。
(5) 地域に安心して暮らせるまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、住居の確保や、防災・防犯対策、虐待の防止、権利擁護制度や成年後見制度の活用支援に取り組んできた。 安心して暮らせるまちづくりを今後も推進していく必要がある。

●計画の見直し（後半5年間の計画の全体像）

- 重点推進項目について、各項目とも見直し、また特に重要な順に並びを変更した。
- 『西東京市「健康」応援都市』や近年の政策等を踏まえ、基本方針3を見直した。
- 各施策について、前半5年間の実施状況等を踏まえ、取組の内容を一部変更等している。

5年間の重点推進項目

- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

一部見直し

施策の方向性、施策内容を一部見直し

基本理念

基本方針

施策の方向性

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

【基本方針1】
✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

【基本方針2】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

【基本方針3】
✓ 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

(1) 相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

(2) 生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

(3) 教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。

(1) 雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。

(2) 余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

(1) 広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。

(2) 生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。

(3) 保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。

(4) 情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

見直し

●障害者基本計画の着実な推進に向けて

(1) 計画の進捗状況の着実なモニタリング	✓ 地域自立支援協議会において、計画進捗状況のモニタリングを行う
(2) 障害福祉サービスの提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間の活力の導入：事業者の新規参入の誘致等 ✓ 財源の確保
(3) 市民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 計画の策定、見直しにおける市民意見の反映 ✓ 行政、市民、民間事業者、関係機関等が連携、協働する体制づくり